

西宮市議会議員政治倫理条例施行要領

(目的)

第1条 この要領は、西宮市議会議員政治倫理条例（平成30年西宮市条例第56号。以下「条例」という。）について、必要な事項を定める。

(西宮市議会議員政治倫理審査会)

第2条 条例第6条第1項に規定する西宮市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の委員のうち、1人は弁護士とする。

2 議長は、条例第9条第2項の規定により審査会の委員を委嘱するときは、あらかじめ議会運営員会に報告するものとする。

3 委員が会議に出席した場合には、報償費を支給する。

4 前項の定めによる報償費は、1人1回12,400円とする。

5 審査会の事務局は、西宮市議会事務局総務課に設置する。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和元年10月1日から実施する。